京都大学総務部社会連携推進課全学同窓会準備室要項新旧対照表 正 正 前 改 京都大学総務部社会連携推進課全学同窓会準 京都大学全学同窓会準備室要項 備室要項 第1 本学における全学的な同窓会組織の準備に係 第1 本学における全学的な同窓会組織の準備に係 る事務を円滑に処理するため、総務部社会連携推 る事務を円滑に処理するため、総務部に全学同窓 進課に全学同窓会準備室(以下「準備室」という。) 会準備室(以下「準備室」という。)を置く。 を置く。 第2 準備室においては、次の事務をつかさどる。 第2 (同 左) (1) 各学部同窓会、地域同窓会、課外活動組織の OB 会等の情報収集に関すること。 (2) 全学同窓会準備に係る連絡調整に関すること。 第3 準備室に室長、副室長及び室員を置く。 第3 準備室に室長及び室員を置く。 2 室長は、総務部社会連携推進課課長補佐をもっ 2 室長は、総務部長をもって充てる。 て充てる。 3 室長は、上司の命を受け、準備室の室務を総括 3 室長は、準備室の室務を総括する。 する。 4 副室長は、総務部社会連携推進課長をもって充 てる。 5 副室長は、室長を補佐する。 4 室員は、総務部広報課及び社会連携推進課の職 6 室員は、総務部の職員をもって充てる。 員をもって充てる。 5 室員は、室長の命を受け、準備室の室務に従事 7 室員は、室長の命を受け、準備室の室務に従事 する。 する。 第4 第3に定めるもののほか、準備室に顧問を置 くことがで<u>きる。</u> 第4 この要項に定めるもののほか、準備室の組織 | 第5 この要項に定めるもののほか、準備室の組織 に関し必要な事項は、室長が定める。 に関し必要な事項は、室長が定める。 附 則 この要項は、平成18年4月1日から実施する。